

令和6年度第1回岡山県障害者施策推進審議会・岡山県自立支援協議会・岡山県障害者差別解消支援地域協議会 議事録（要旨）

1 日 時 令和7年2月18日（火）14:00～15:30

2 場 所 杜の街グレースオフィススクエア

3 出席委員 村社会長、石原委員、伊山委員、臼井委員、音田委員、片岡委員、金島委員、来住委員、小山委員、阪井委員、竹田委員、田中委員、中島委員、永田委員、檜原委員、難場委員、萩原委員、藤田委員、水田委員、森（俊）委員、森（昌）委員、薬師寺委員、吉田委員（代理：白髭首席運輸企画専門官）  
以上23名（※5名欠席）

4 議事概要（主な質疑応答）

○議題（1）障害者差別解消の推進に向けた取組状況等について

（委員）

- ・投票の際の記入補助具を選挙管理委員会に用意してもらった。中途失明者には点字がなかなか書けない人もいるが、元々文字を書いていたということで、記入補助具があれば枠の中に書くことができる。目が不自由な人以外でも、手が震えたり、他の障害で書きにくい人にも記入補助具を使用してほしい。
- ・障害者支援施設岡星寮は視覚障害と知的障害を持ち合わせた障害者の施設だが、施設の前に音響式信号機を設置いただいた。地域の人と町内の人と一緒に支援していただき出来上がったものである。
- ・岡山県視覚障害者センターでは、朗読や点訳の奉仕員を養成しているが、視覚障害者の意思疎通支援のため、令和6年度に代筆・代読従事者養成講座を2回行った。講座には、点訳・音訳の養成講座の受講者の他、ホームヘルパーや同行援護従事者が参加した。

（委員）

- ・高梁市の報告に、要約筆記の配置が足りない、難聴者への配慮が足りないという報告がある。聴覚障害イコール手話あるいはろう者という安直な社会認知になっているが、手話が分からない聴覚障害のある人の方が多く、手帳を持っている方の80%が手話を介しない。その方に情報を保障するためには、要約筆記等の目に見えるものが必要になってくるが、その認知がまだまだ進んでいない。

（委員）

- ・手話通訳の配置はいろいろな事業で行っているが、今までの認識として、要約筆記の周知が足りないということがあった。要約筆記団体の方とも話をしながら、手話通訳とセットだという認識を持ち、様々な行事において配置を進めていきたい。

(委員)

- ・東日本大震災と能登半島地震の時の災害関連死について、障害のない人の割合よりも障害のある人の割合が1.5倍ほど高い。災害対策基本法において、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられている。法律で決まって義務になったのだから、名簿がないというわけにいかない。
- ・足の不自由な方、目の不自由な方、あるいは聴覚に障害がある方というように、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成が努力義務となっているが、個人情報の問題がある。当事者はどこまでこのことを理解しているのか。災害対策基本法では、本人の同意が得られない場合はこの限りにあらずということになっている。何も言わないから拒否したのだろうと捉えられ、結果として助けてもらえないということが起こるかもしれない。障害者が自ら、私の名前もあの人の名前も全部登録してくださいという姿勢を示さなければいけない。何か言えば、個人情報保護法に触れるからと言っていけば、30年以内には必ず南海トラフ地震が襲ってくるわけなのだから、そのことをよく考えてやっていかなければならない。

(委員)

- ・岡山県手をつなぐ育成会では、各地域連絡協議会において、県危機管理課に個別避難計画についての説明をしてもらった。まだまだ市町村では作成が進んでいない。ある市町村では、知的障害者のうち、療育手帳A所有者に対しては要支援者名簿の作成依頼が送られている。療育手帳B所有者には送られておらず、親御さんたちもご心配されている。そういう人はどうするのかと聞くと、提供くだされば名簿に載せていきますという回答だった。その中で、消防等に公表してもよいかという欄があり、助けていただきたいと思えばそこに丸をして出しているという状態だ。個別避難計画まで話ができていないので不安に思っている。
- ・今年度、熊本県手をつなぐ育成会の会長に熊本地震のお話を伺った。知的障害者の避難方法や困ったことについて伺うと、障害があることがすぐに分かるような人たちがばかりではないこと、避難所に入ってしまうと避難先の方に迷惑をかけるのではないかと思ひ、車で避難した方が多いということを知った。車の中に避難していると支援物資が届かない。支援学校に避難された方がいるが、支援学校が県の指定避難所でなかったために、物資が届かないということがあった。小学校には物資が届いているのに、隣にある支援学校には物資が届かない。そういう状態が起きていたという話を聞いた。
- ・列に並んで支援物資を受け取る際に、じっと並んで待てない方たちがおられる。そういう人たちが列から離れたりとすると、いろいろな言葉をかけられる。どのように配慮していただけるかが浸透していないという点が大きな課題として挙げられた。

(委員)

- ・福島県の町内からバスで避難をする際に、精神疾患の方だけ排除された。免許はあるけれども車に何十年も乗っていないという方たちが、リボンをつけて新潟や岩手に避難した。しかし、どこまでいっても精神障害、精神疾患があつて大きな声を出すからという理由で、体育館の中にも入ることができず、車での避難や県内の空き家に一時避難したということがあったので、しっかりとした家を用意してあげ

ないといけないと思う。

- ・今回の能登半島地震では、避難行動要支援者名簿自体がかなり厳しい状態であった。特に精神の場合は8050とよく言うが、現在は7090の時代になっており、親も子も精神保健福祉士と上手く繋がっていない。小さいクリニックで治療している精神障害のある方と、大きい病院等にいる精神保健福祉士をしっかりと繋ぐことが今後は課題ではないかと思う。
- ・我が子に精神疾患があるということを世間に言いたくないという親御さんも多い。当会に出てこられる方は本当に氷山の一角であり、今は10人に1人が心の病気ではないかとまで言われているが、そのことを口に出すことがとても難しい。当会としては、少しでもそれを前向きに皆さんに言っていただけるように現在話をしている。
- ・65歳以上の精神疾患の方が最近増えてきた。けれども、高齢者のデイサービスに通所させたいと思っても、精神障害の方ということで拒まれることがある。65歳になったところで、また大きな壁がやってきている。精神疾患の理解がなかなか進まないが、一つずつでも階段を登るように理解してもらえればと考えている。

## ○議題（2）岡山県自立支援協議会専門部会の活動について

### <医療的ケア児等支援部会の活動状況について>

（委員）

- ・令和6年12月20日の会議では、医療的ケア児及びその家族に対する支援等、医療的ケア児等支援センターの運営状況及び学校等における医療的ケア児の状況について議論した。
- ・センターが実施したアンケートにおいて、学校や保育所へ親が帯同しなければいけないことをどうにかしてほしいということが家族の一番の要望であった。
- ・アンケートには災害時の対応が不十分ではないかという意見もあった。福祉避難所に行っても、医療的ケア児は重度の障害があるために拒まれる。人工呼吸器や在宅酸素を行っている医療的ケア児のために、電源を確保してほしいという要望もあった。電源車は徐々に備えられつつある。
- ・保育所での医療的ケアについて、看護師が配置されていないために、親が対応しなければいけないという意見があった。市町村によっては訪問看護ステーションから看護師を配置してもらっているところもある。

### <就労支援部会の活動状況について>

（委員）

- ・令和5年度の賃金は約4%から5%上昇した。最低賃金が5%上がっているのに、それに比例して上がっている。工賃については算定方法が変わったので、1万5千円という全国でも低い値だったのが、2万円台となっている。
- ・A型事業所のスコアについて、報酬改定によって収支が赤字の場合はマイナスが付くこととなり、約20事業所、600人近くの人が退職・離職に至った。約20事業所が止めたものの、利用者の多くがB型事業所へ移った。A型利用者は雇用保険に入っているため、雇用保険を受給しながらB型事業所へ通所している。

- ・就労選択支援については、企業と一緒にあって取り組んでいく必要がある。
- ・岡山県は農福連携のコンソーシアムを立ち上げている。農業は障害者、とくに精神障害の方のリハビリに多い。岡山県は中四国でも農業県であり、農福連携を増やしていこうということで、JAや関係機関と一緒に進めている。

### <人材育成部会の活動状況について>

(委員)

- ・令和7年1月9日に部会を開催し、人材の確保が非常に困難ということ、資格を取っても実務に従事していない方が一定数いるということについて議論した。
- ・研修の作り手側からすれば即戦力の方に受けてほしいと思うが、受講者全員が実務に就いてないという課題もある。法人としても資格を持っている職員を複数抱えておきたいというニーズから研修に行かせるが、人事の関係等で実際には実務に従事できていないのが実態だ。
- ・他県などではオンラインで全て完結する研修がある。法定研修では、活動主体である自治体と連動して実地研修等を行うことで質の向上を図っていくが、他県では研修がオンラインで完結してしまうということが起こっているの、資質向上に繋がりにくいという課題がある。こういった方々を今後どういう形でフォローアップし、県内での活動に対してどのように協働していくのかという課題が見えてきた。

### <強度行動障害支援部会の活動状況について>

(委員)

- ・強度行動障害支援部会では、支援学校から成人への移行の時期や思春期を迎えてエネルギーが混乱に向かう時の受け止めが難しい問題をどうするのかということが、この4年間議論されてきた。
- ・令和7年2月17日の支援部会において、岡山県、岡山市及び倉敷市と一緒に、全県を一つのエリアと定めて対策を講じる全体スキームができた。
- ・中核的人材、集中的支援、それから広域的人材ということで、強度行動障害のある方に混乱が起きにくい標準的な支援が県内全体に広がり、相互に支え合うような広域的な人材が現れてくるということが描かれた絵であるが、今後仏ができて魂を入れる作業が来年度から始まるという状況である。

(委員)

- ・研修を他県で受けた場合や他県から異動して来た場合に、岡山県で実施しているフォローアップ研修の情報がなかなか出てこない。ホームページには載っているのだろうが、そういう情報を自分から見つけ出すのは難しい部分がある。人材育成あるいは人材確保という観点から、もう少し何か方策を持つべきではないか。

(委員)

- ・県が実施するような研修についてはホームページの掲載だけでなく、市町村や指定権者からの情報提供や職能団体を通じた情報開示をより徹底していくべきであ

り、それらが全てフォローアップにつながっていくと考えている。

(委員)

- ・医療的ケア児の災害対応について、以前に障害別に作った避難行動セルフプランを一度リマインドする必要があると思う。
- ・就労支援部会について、失業保険が切れた後、1年後をどうするかということを今から考えておく必要がある。
- ・人材育成について、資格を取ることで加算だけを取りにいける事業所があると聞いたりもする。何のためにやっているのかということを考える必要がある。
- ・強度行動障害について、スキームができて、これから魂を入れられるよう頑張っていきたいと思っている。

(委員)

- ・A型事業については、今月25日に厚生労働省の課長補佐を招き、事業を止めた事業所の方も参加する研修会を開催する。また、国の生活困窮関係の室長も招き、研修を行う。雇用保険が短い人はそろそろ切れる人もおり、長い人でも12ヶ月なので、行き先が決まった後についても支援していきたい。

(委員)

- ・医療的ケア児の災害時の電源については、国が屋上に置く発電機の設置補助をすと言っている。南海トラフ地震の場合、最大2mから3mの津波が押し寄せてきて、旭川を遡るとさらに10m程になると予想されるので、電源が作動するかどうか分からない。
- ・一基だけでは数時間と持たないので、予算をたくさんつける必要がある。電源車も数台では駄目だと思うので、岡山市や倉敷市に電気自動車をたくさん購入してもらい、いざという時はそれを使わせていただきたい。

### ○議題(3)「第4期岡山県障害者計画」、「第6期岡山県障害福祉計画・第2期岡山県障害児福祉計画」の取組状況について

(委員)

- ・OECD(経済協力開発機構)は日本に対して、過去に投資するよりも未来へ投資していくべきだと苦言を呈している。ただ単に高齢者の予算を子どもに回せという意味だけではない。これから50年先、日本の人口減が進み、国が成り立ちにくくなるという状況もあり得る。そこまで踏まえていろいろな計画を立てる必要があると思うが、岡山県の担当部局としてはどのような考えを持っているか。

(事務局)

- ・県では、これから議会を経て第4次晴れの国おかやま生き生きプランを策定し、産業や教育に加えて新しく少子化の課題も入れた4本柱で施策を推進していくことになる。障害福祉分野においては、障害者基本法等の法律の中で障害者に係る計画を立てていくことになるが、今後の計画の推進や見直しについては国全体の方

向性もにらみながら検討・実施してまいりたい。

(委員)

- ・UDアンバサダーの養成数が目標を超えているというのはとても喜ばしいことと思うが、養成数だけを目指して、養成した人たちの活用についてなかなか表に出てこない。養成している委託先がかなり頑張ってくれて、去年は県の広報番組にも出させてもらったが、アンバサダーになっても何をしたらいいのだろうかという声が聞こえるのも事実だ。他の養成をしているものについても同じで、どこで資格や勉強したことを生かすのかが見えてこない。県として、その活用方法について具体策を検討いただけないか。

(事務局)

- ・UDアンバサダー養成の担当課には伝えてまいりたい。障害福祉分野全般において、人材育成・養成等については大きな話として捉えている。養成については、今後とも着実に人材の養成、質の向上も含めて進めていくという考えであるが、養成した方々の有効な活用となると、障害福祉分野においては、事業所支援がメインになる。指導・監査等も含め、機会を捉えて養成者の有効な活用を進めてまいりたい。

(委員)

- ・福祉のまちづくり条例の数値が少し低いという報告があったが、障害福祉課では過去にバリアフリーアドバイザーを養成し、活動場所を一時期作っていたが、最近は活動自体も低迷しており、フォローアップ研修もここ数年開催されていない。育成したけれどもそのままほったらかしというのはやはりいかがなものかと思うので、今後、フォローアップ等の具体策をしっかりと作ってほしい。

(委員)

- ・てんかんがあって移動支援が必要な方が他市町村に移った際に、移動支援が全く使えない状態になり非常に困っているという話がある。相談支援事業所に駆け込んだけれど、どうすることもできなかった。ヘルパー事業所が減ったことに尽きるのではないかと考えている。ヘルパー事業所をもう少し増やしてもらいたい。
- ・障害者就業・生活支援センターを知らないという意見をかなり聞く。自立支援医療や障害者就業・生活支援センターの利用について、行政の側からこういったところにアプローチをかけて紹介しているのか。

(事務局)

- ・地域生活支援事業である移動支援については、各市町村で取り組むという形で、法で定められており、市町村の裁量で実施することとなっている。各市町村間でやり方・メニュー等に差が出てくるのは地方自治の関係からやむなしとは思っているが、なるべくこうしたことがないように機会を捉えて市町村にはしっかりと働きかけてまいりたい。ヘルパー事業所についても地域差というものがある。事業者も燃料費・人件費高騰で困っているということは承知しているが、これも市町村の方で各地域の実情に応じてどう利活用し対策を打っていくのかということに尽き

ようかと思う。

- ・ 障害者就業・生活支援センターは県下に4つのセンターを設けている。近年の流れを見ていくと、センターを利用して一般就労した人の数は年々伸びている。県としてもセンターを通じて周知を図っているところであるが、引き続き、周知を徹底してまいりたい。

(事務局)

- ・ 自立支援医療の利用者数は非常に増えている。岡山市以外の市町村は県の精神保健福祉センターで事務をしており、周知についても精神保健福祉センターや健康推進課で対応しているので、利用希望等あればお尋ねいただきたい。

(委員)

- ・ 数値目標を達成することが目的ではなく、本人の幸福がベースになっている。県として、それをいかに達成するかということを考えて、各市町村に対して要望や意見交換をしながら施策を進めていると思う。数値目標を達成していない点について、何が原因なのかを考え、それに対して県や市町村としてできることを行っていたら、そのことがひいては障害を持つ人たちのためになればいいなと思う。
- ・ 会議前半の差別解消の議題では、災害に焦点が当たったようだが、日常と非日常では違いがある。しかし、基本的に変わらないのは周りの人の理解だ。障害に対する理解が必要ということで、皆さん啓発等を一生懸命やっておられると思う。自閉症についても、4月2日には啓発デーがあるけれども、やはり皆さんにどのようにして、知っていただくきっかけを作るか、いろいろなアイデアを持って啓発をしておられるので、私も参考にさせていただいている。そのアイデアをお互いに共有しながら、できることを皆さんでやっていきたいと思う。

以上